

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年6月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月24日から同年7月1日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間の被保険者記録が欠落しているが、私は、この間もA社に継続して勤務していた。

申立期間は、A社C工場での新入社員研修を終え、同社B営業所に配属された頃である。同一会社内の転勤であるので、被保険者記録に欠落が生じるはずがない。

調査の上、被保険者期間に欠落が無いように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が継続して同社に勤務し（同社C工場から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、「新入社員研修は、全員がほぼ同時期に終了し、配属先に異動した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人が一緒に新入社員研修を受けたとして名前を挙げた同僚のうち多数の者が、A社C工場において昭和40年6月24日又は同年6月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に配属先の事業所において同資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、配属先である同社B営業所における資格取得日を同年6月24日に訂正することが必要

である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C工場の社内記録において、申立人の資格喪失日が昭和40年6月24日と記載されているとともに、申立人の人事記録においては、同年7月1日に同社B営業所に配属された旨の記載が確認できることから、これらの日付は、いずれも社会保険事務所が知り得ない日付であることから、事業主は、同年6月24日を資格喪失日、同年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

私の厚生年金保険の記録は、A社（現在は、B社）C工場における被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が3万6,000円となっているが、前年の昭和45年9月の改定では6万円、翌年の47年10月の改定では6万4,000円となっているので、1年間だけ低い標準報酬月額になっているのはおかしい。

当時、病気で休んだことも無く、仕事内容及び勤務条件に変化は無かったので、給与が下がったことは無く、労働組合との関係で、大幅な賃金カットはできなかったはずである。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和45年9月1日は20等級（6万円）となっているところ、申立期間に係る46年10月1日において、7等級低い13等級（3万6,000円）となり、申立期間直後の47年10月1日には、8等級高い21等級（6万4,000円）となっており、申立期間のみが著しく低い標準報酬月額になっていることが確認できる。

また、A社C工場において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した前後1年間に被保険者となった者について標準報酬月額の推移を調査したところ、申立期間及びその前後の期間において、著しく低い標準報酬月額に変更されている被保険者は申立人のみであることが確認できる。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、

申立人の整理番号の一つ前の整理番号の被保険者の標準報酬月額は、申立人とは対照的に、昭和45年10月1日は11等級（3万円）であったが、申立期間に係る46年10月1日は9等級高い20等級（6万円）となっているところ、翌年の47年10月1日には4等級低い16等級（4万5,000円）になっていることが確認でき、当該被保険者は、「私の標準報酬月額の記録はおかしいと思っていた。当時、毎年昇給があったが、給与が2倍になることは無く、下がることも無かった。手取り額が大きく上下した記憶も無い。」と供述している。

加えて、B社は、「残業の量によっては、標準報酬月額が1等級から3等級程度は変動することがあったが、給与が半分近くになったり、2倍になったりするような、大幅な減給や昇給をすることはなかった。通常では、申立人のような変動はあり得ない。会社又は社会保険事務所が間違った可能性があると思うが、当時の資料が無いため確認ができない。」と回答している。

一方、年金事務所においても、「被保険者原票への登載誤りの可能性が無いとは言えないが、事実確認をする方法が無いため、記録の適否は不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社C工場が届出を行った申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険事務所において、申立人の一つ前の整理番号の被保険者の標準報酬月額と取り違えて、それぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票へ記載したと考えるのが自然であり、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の一つ前の整理番号の被保険者の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年7月から同年9月までは38万円、同年10月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年11月21日まで

私は、申立期間においては、総務の事務職として、給与計算などを担当していた。厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が26万円となっているが、平成4年4月には昇給した上、当時の給料は40万円前後だったので、同年7月から標準報酬月額が下がるということは考えられない。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年7月から同年9月までは38万円、同年10月は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年11月21日）より後の5年3月1日付けで、遡って26万円に訂正されている上、申立人と同様に、複数の被保険者についても標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社の役員でないことが確認できる上、同社の事業主は、「平成4年頃から経営が厳しくなった。申立期間の標準報酬月額に係る減額訂正は、当時の副社長が行った。」と供述しており、申立人の同僚も、「社会保険関係は、担当役員が行っていた。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の当該遡及訂正処理に関与していなかったことがうかがえる。

また、申立人が提出した平成4年分給与所得の源泉徴収票における社会

保険料控除額は、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年7月から同年9月までは38万円、同年10月は41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年9月1日から同年10月12日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から同年10月12日まで
② 平成17年10月12日から同年11月1日まで

私は、平成17年4月から同年10月までA社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、このうち平成17年9月の標準報酬月額の記録が、実際の給与額に比べ低く記録されている。給与明細書を提出するので、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社における厚生年金保険の被保険者期間は、平成17年5月1日から同年10月12日までの5か月間となっているが、私が所持する給与明細書では、同年5月から同年10月までの6か月分の厚生年金保険料が控除されているので、同社における厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持するA社の平成17年10月度（9月分）給与明細書及び同社から提出された給与明細一覧表から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料控

除額から 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人の所持する A 社の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険被保険者記録及び雇用保険支給台帳全記録から、申立人は平成 17 年 10 月 11 日に離職していることが確認できるところ、申立人も「私は 10 月の半ばで退職しており、10 月末日までは勤務していない。」と述べている。

また、A 社は、「申立人の退職日について、資料が無いため正確な日付は不明であるものの、当時、総務の担当であった副社長、工場長及び事務員に話を聞いたところ、申立人は、病気のため月の途中で退職したようである。給与明細書の出勤日数欄が 7 日であることと、平成 17 年のカレンダーから退職日は同年 10 月 11 日と考えている。」と回答しているところ、申立人の所持する給与明細書及び同社から提出された給与明細一覧表から、申立人の同年 10 月の出勤日数は事業所の回答のとおり 7 日間であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が A 社を離職した日は平成 17 年 10 月 11 日であったと考えるのが妥当である。

厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 17 年 10 月 12 日であり、申立人の主張する同年 10 月は、仮に事業主により同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 15 年 2 月 6 日まで
年金記録問題の高まりを受けて、私の年金記録を確認したところ、A社における給与支給額と標準報酬月額が相違している。平成 13 年 12 月から 15 年 1 月までの給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成 13 年 12 月から 15 年 1 月までは 32 万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 13 年 12 月 1 日までの期間について、オンライン記録では、申立人は、10 年 1 月 1 日付け（処理は同年 2 月 9 日。）の随時改定（以下「当該随時改定」という。）において、標準報酬月額が 32 万円から 20 万円に減額されているが、当該期間については、申立人は給与明細書を所持していないため、保険料控除額を確認す

ることができない。

しかしながら、申立人と同じく当該随時改定により、標準報酬月額 30 万円から 18 万円に減額されている同僚から提出された給与明細書の保険料控除額は、平成 10 年 1 月から 14 年 5 月までにおいて当該随時改定後の標準報酬月額（18 万円）及び 12 年 10 月から適用した定時決定における標準報酬月額（19 万円）に相当する保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できる。

以上の同僚における厚生年金保険料の控除の状況及び申立人の所持する申立期間のうちの一部期間に係る給与明細書で確認できる保険料控除額が、全て当該随時改定前の標準報酬月額（32 万円）に見合う保険料額であることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 13 年 12 月 1 日までの期間において、標準報酬月額 32 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間のうち、平成 10 年 1 月から 13 年 11 月までの標準報酬月額については、32 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが回答が得られないことから不明であるが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年7月15日及び18年12月15日について、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録については、17年7月15日は126万7,000円、18年12月15日は139万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日及び21年7月13日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、21年7月13日に係る標準賞与額100万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、19年12月15日は150万円、20年7月15日は135万9,000円、同年12月15日は75万円、21年7月13日は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年7月15日、18年12月15日、19年12月15日、20年7月15日及び同年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年7月15日
⑤ 平成20年12月15日
⑥ 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び③から⑥までの標準賞与額の記録が無い。また、申立期間②の標準賞与額は、支給された賞与額に基づく標準賞与額を下回っている。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年7月15日は126万7,000円、18年12月15日は139万2,000円、19年12月15日は150万円、20年7月15日は135万9,000円、同年12月15日は75万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①の賞与支払届を提出しなかったこと、申立期間②の賞与支払届の金額を誤って提出したと供述していること、及び申立期間③から⑤までは、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、賞与明細書により、標準賞与額100万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年7月15日及び18年12月15日について、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録については、17年7月15日は68万3,000円、18年12月15日は78万9,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日及び21年7月13日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とされない記録とされているが、申立人は、19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、21年7月13日に係る標準賞与額70万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、19年12月15日は85万円、20年7月15日は68万円、同年12月15日は58万円、21年7月13日は70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年7月15日、18年12月15日、19年12月15日、20年7月15日及び同年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年7月15日
⑤ 平成20年12月15日
⑥ 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び③

から⑥までの標準賞与額の記録が無い。また、申立期間②の標準賞与額は、支給された賞与額に基づく標準賞与額を下回っている。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年7月15日は68万3,000円、18年12月15日は78万9,000円、19年12月15日は85万円、20年7月15日は68万円、同年12月15日は58万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①の賞与支払届を提出しなかったこと、申立期間②の賞与支払届の金額を誤って提出したと供述していること、及び申立期間③から⑤までは、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、賞与明細書により、標準賞与額70万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年7月15日及び18年12月15日について、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録については、17年7月15日は78万円、18年12月15日は88万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日及び21年7月13日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、21年7月13日に係る標準賞与額80万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、19年12月15日は95万円、20年7月15日は81万6,000円、同年12月15日は60万円、21年7月13日は80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年7月15日、18年12月15日、19年12月15日、20年7月15日及び同年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年7月15日
⑤ 平成20年12月15日
⑥ 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び③

から⑥までの標準賞与額の記録が無い。また、申立期間②の標準賞与額は、支給された賞与額に基づく標準賞与額を下回っている。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年7月15日は78万円、18年12月15日は88万2,000円、19年12月15日は95万円、20年7月15日は81万6,000円、同年12月15日は60万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①の賞与支払届を提出しなかったこと、申立期間②の賞与支払届の金額を誤って提出したと供述していること、及び申立期間③から⑤までは、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、賞与明細書により、標準賞与額80万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年7月15日及び18年12月15日について、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録については、17年7月15日は42万円、18年12月15日は55万7,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日及び21年7月13日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、21年7月13日に係る標準賞与額40万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、19年12月15日は60万円、20年7月15日は49万9,000円、同年12月15日は39万円、21年7月13日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年7月15日、18年12月15日、19年12月15日、20年7月15日及び同年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年7月15日
⑤ 平成20年12月15日
⑥ 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び③

から⑥までの標準賞与額の記録が無い。また、申立期間②の標準賞与額は、支給された賞与額に基づく標準賞与額を下回っている。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年7月15日は42万円、18年12月15日は55万7,000円、19年12月15日は60万円、20年7月15日は49万9,000円、同年12月15日は39万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①の賞与支払届を提出しなかったこと、申立期間②の賞与支払届の金額を誤って提出したと供述していること、及び申立期間③から⑤までは、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、賞与明細書により、標準賞与額40万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年7月15日及び18年12月15日について、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録については、17年7月15日は42万円、18年12月15日は44万6,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日及び21年7月13日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、21年7月13日に係る標準賞与額38万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、19年12月15日は48万円、20年7月15日は36万3,000円、同年12月15日は30万円、21年7月13日は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年7月15日、18年12月15日、19年12月15日、20年7月15日及び同年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年7月15日
⑤ 平成20年12月15日
⑥ 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び③から⑥までの標準賞与額の記録が無い。また、申立期間②の標準賞与額

は、支給された賞与額に基づく標準賞与額を下回っている。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年7月15日は42万円、18年12月15日は44万6,000円、19年12月15日は48万円、20年7月15日は36万3,000円、同年12月15日は30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①の賞与支払届を提出しなかったこと、申立期間②の賞与支払届の金額を誤って提出したと供述していること、及び申立期間③から⑤までは、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、賞与明細書により、標準賞与額38万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年7月15日及び18年12月15日について、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録については、17年7月15日は29万3,000円、18年12月15日は32万5,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日及び21年7月13日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、21年7月13日に係る標準賞与額25万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、19年12月15日は38万円、20年7月15日は27万2,000円、同年12月15日は25万円、21年7月13日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年7月15日、18年12月15日、19年12月15日、20年7月15日及び同年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年7月15日
⑤ 平成20年12月15日
⑥ 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び③から⑥までの標準賞与額の記録が無い。また、申立期間②の標準賞与額は、支給された賞与額に基づく標準賞与額を下回っている。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年7月15日は29万3,000円、18年12月15日は32万5,000円、19年12月15日は38万円、20年7月15日は27万2,000円、同年12月15日は25万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①の賞与支払届を提出しなかったこと、申立期間②の賞与支払届の金額を誤って提出したと供述していること、及び申立期間③から⑤までは、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、賞与明細書により、標準賞与額25万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年7月15日及び18年12月15日について、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録については、17年7月15日は34万2,000円、18年12月15日は39万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日及び21年7月13日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、21年7月13日に係る標準賞与額48万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、19年12月15日は52万円、20年7月15日は36万3,000円、同年12月15日は30万円、21年7月13日は48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年7月15日、18年12月15日、19年12月15日、20年7月15日及び同年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年7月15日
⑤ 平成20年12月15日
⑥ 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び③から⑥までの標準賞与額の記録が無い。また、申立期間②の標準賞与額

は、支給された賞与額に基づく標準賞与額を下回っている。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与支払額から、平成17年7月15日は34万2,000円、18年12月15日は39万円、19年12月15日は52万円、20年7月15日は36万3,000円、同年12月15日は30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①の賞与支払届を提出しなかったこと、申立期間②の賞与支払届の金額を誤って提出したと供述していること、及び申立期間③から⑤までは、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、賞与明細書により、標準賞与額48万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額に係る記録を48万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年12月15日について、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録については、51万1,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日及び21年7月13日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、19年12月15日、20年7月15日、同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、21年7月13日に係る標準賞与額40万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、19年12月15日は60万円、20年7月15日は40万8,000円、同年12月15日は35万円、21年7月13日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年12月15日、19年12月15日、20年7月15日及び同年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年12月15日
③ 平成20年7月15日
④ 平成20年12月15日
⑤ 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準賞与額は、支給された賞与額に基づく標準賞与額を下回っている。また、

申立期間②から⑤までの標準賞与額の記録が無い。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から④までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑤については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から④までについて、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年12月15日は51万1,000円、19年12月15日は60万円、20年7月15日は40万8,000円、同年12月15日は35万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①に係る賞与支払届の金額を誤って提出したと供述していること、及び申立期間②から④までは、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤について、賞与明細書により、標準賞与額40万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、平成20年7月15日及び同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、21年7月13日に係る標準賞与額20万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、20年7月15日は36万3,000円、同年12月15日は25万円、21年7月13日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成20年7月15日及び同年12月15日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月15日
② 平成20年12月15日
③ 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から③までの標準賞与額の記録が無い。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間

において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①及び②について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 20 年 7 月 15 日は 36 万 3,000 円、同年 12 月 15 日は 25 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①及び②の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、賞与明細書により、標準賞与額 20 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、標準賞与額45万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間について、賞与明細書により、標準賞与額45万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、標準賞与額20万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年7月13日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。正しい標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間について、賞与明細書により、標準賞与額20万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

神奈川県厚生年金 事案 7370 (事案 1442 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 21 日から 46 年 6 月 1 日まで

私は、高校を卒業後、昭和 33 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの期間において、叔父が経営する A 社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

前回の申立てでは、申立期間に係る記録訂正は認められなかったが、途中で退職したことも、長期の出向も無いのに、被保険者期間に欠落が生じていることに納得がいかない。

今回、当時の上司が記載してくれた勤務に係る証明書及び当時の給与明細書を提出するので、再度、調査をして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社が発行した在籍期間証明書、同社が保管する社内経歴書等から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められるものの、申立人と同様に同社における厚生年金保険被保険者記録の一部が欠落している複数の同僚が、「欠落期間は、会社の命令により他社で仕事をしていた。給料の支給及び社会保険の適用も他社であった。」と供述しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の上司が記載した勤務状況に係る証明書を提出して、「会社の命令により他社で勤務した期間についても、給与は A 社が支払っていた。」と主張しているところ、当該上司からは、同証明書の内容

について確認できる具体的な資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が提出した給与明細書について、申立人は、「申立期間に係る給与明細書である。」と述べているが、当該給与明細書には、支給月の記載はあるものの、支給年が記載されておらず、給与支給額は、オンライン記録で確認できる申立期間前後の標準報酬月額と比べて著しく高額であるところ、申立人は、「申立期間当時、特に給与が高かったという記憶は無い。」と供述している上、厚生年金保険料控除額についても、申立期間当時の標準報酬月額等級表から判断すると、著しく高額であることから、当該給与明細書が申立期間当時の給与明細書であるとは考え難い。

さらに、A社は、「当時の資料等が残っておらず、申立人が提出した給与明細書は、当社が発行したものか、また、何年当時のものか確認することができない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が提出した当時の上司による証明書及び給与明細書は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
A 社及び B 社を退職後に脱退手当金を受給したことは記憶しているが、C 社の分は脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間と合算して支給されたこととなっている申立期間前に勤務した期間の脱退手当金については、申立期間前に受給したと主張しているが、申立期間前に脱退手当金が支給された記録は無いほか、申立人が受給を認めている期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が無く、当該期間のみの脱退手当金を受給していたこととはうかがえないことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、オンライン記録上、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 1 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

申立人は、口頭意見陳述において、申立期間に係る脱退手当金の請求及び受給については、一切覚えがないと主張しているところ、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、大部分は、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していないため、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない。

本事案では、事業主の代理請求や本人請求が無かったことを推認させるための記録内容の矛盾や、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情が見当たらない。

したがって、これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 11 月 10 日まで
② 昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 26 日まで

私は、短大を卒業後、申立期間①及び②において、父親が経営していたA社で勤務していた。当時は、脱退手当金の存在すら知らなかったのに、脱退手当金が支給済みとなっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額及び対象月数に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和51年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、A社において被保険者資格を喪失した7日後の昭和51年4月2日に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年6月29日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

申立人は、文書における口頭意見陳述において、「A社の当時の経理担当者が、勝手に脱退手当金を請求し、着服した可能性がある。」と主張しているところ、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、記録誤りの原因究明や責任追及を行うものではなく、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしてお

り、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していないため、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金の請求や受給していないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、脱退手当金の支給額及び対象月数に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年7月1日までの期間、40年11月15日から41年1月1日までの期間及び同年5月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和37年7月1日から40年11月15日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月1日から37年7月1日まで
② 昭和37年7月1日から40年11月15日まで
③ 昭和40年11月15日から41年1月1日まで
④ 昭和41年5月1日から同年11月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和31年1月に入社し、途中36年3月に出産のために一旦退職した。その後、再び同社で勤務した期間のうち、申立期間①及び③について厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

また、C社に勤務した期間のうち、申立期間④について厚生年金保険の記録が欠落している。

さらに、A社で勤務した期間のうち、申立期間②については脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いし、支給されたとする日は既にC社で働いていた。

調査の上、申立期間①、③及び④を厚生年金保険被保険者期間として、また、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述、申立人の鮮明な記憶及び申立人から提出された失業保険金受給者証の記録から、期間は特定できないものの、

申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、当時の賃金台帳及び社会保険関係資料を保管しておらず、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間③について、複数の同僚の供述及び申立人から提出された失業保険金受給資格者証に記載されている失業保険金の受給満了年月日（昭和41年11月15日）から判断すると、B社における申立人の退職日は、40年11月15日であったと推認できる。

また、B社は当時の賃金台帳及び社会保険関係資料を保管しておらず、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間④について、同僚の供述及び申立人が提出した失業保険金受給資格者証に記載されている支度金の支給日（昭和41年5月12日）から判断すると、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、平成5年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡していることから、当該期間に係る人事記録、給与関係書類等を確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、C社における厚生年金保険の取扱いをうかがうことのできる供述は無く、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①、③及び④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したとする「脱」の表示が押印されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる日（昭和41年7月26日）は、C社で働いていたと申し立てしているところ、上述のとおり、当該日を含む申立期間④については、同僚の供述等から、申立人が同社に

勤務していたことは推認できるものの、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できないほか、上記被保険者原票には、申立人の同社での被保険者資格取得日は昭和41年11月1日と記載されており、脱退手当金が支給されたとされる日は厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、脱退手当金の支給期間である当該期間と当該期間後であるC社での被保険者番号とは別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために同社での被保険者番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 頃 から 45 年 1 月 頃 まで
② 昭和 50 年 4 月 頃 から 同 年 12 月 頃 まで
③ 昭和 62 年 3 月 5 日 から 同 年 4 月 27 日 まで を 含 む 10 か 月
④ 平成 12 年 1 月 頃 から 同 年 12 月 頃 まで
⑤ 平成 14 年 8 月 20 日 から 同 年 10 月 5 日 まで
⑥ 平成 16 年 10 月 5 日 から 17 年 2 月 22 日 まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB店（社名は、C社）にD職として勤務していた。申立期間③はE職としてF社に10か月間は勤務し、申立期間④及び⑥はG職としてH社に、申立期間⑤もG職としてI社に勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、これら申立期間①から⑥までが厚生年金保険の被保険者となっていない。

調査の上、申立期間①から⑥までについて、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するA社の所在地及び業務内容が、同社の回答と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和51年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、複数の同僚が、「会社が厚生年金保険に加入する前の期間は、給与から厚生年金保険料は控除されておらず、自分で国民年金に加入していた。」と供述しており、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所になった日と同日に被保険者資格を取得している複数の同僚が、

昭和 51 年 11 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない。

申立期間②について、申立人が記憶するB店の所在地及び業務内容が、C社の回答及び同僚の供述と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間に被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な供述を得ることはできない。

また、申立人は当時の同僚の名前を挙げているが、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該同僚の名前は無く、整理番号に欠番も無い上、当該期間を含む昭和 48 年 12 月から 51 年 5 月までに資格を取得した者がいないことが確認できる。

さらに、C社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない。

申立期間③について、当該期間のうち、昭和 62 年 3 月 5 日から同年 4 月 27 日までの期間については、F社が提出した申立人の業務記録、タイムカード及び雇用保険の記録から、申立人が同社に勤務していたことは確認できるが、申立人は「10 か月ぐらい勤務した。」と主張しているところ、上記の業務記録等により勤務が確認できる前後の期間について、複数の同僚に照会したものの、申立人が同社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、F社は、「当社では、雇用形態や職種にかかわらず、全員を厚生年金保険に加入させる取扱いであった。ただし、前職がある従業員については、年金手帳を提出してもらっており、年金手帳の提出があってから厚生年金保険の資格取得手続を行っていた。このため、資格取得日は、年金手帳の提出後の日付となり、入社日まで遡ったりはしない。また、給与の締め日を過ぎても年金手帳の提出が無い場合は、当該給与から厚生年金保険料を控除しない。再三催促しても提出が無い場合は、社会保険への加入の意思が無いものとみなし、資格取得手続を行わず、仮に病院に行くことがあった場合は、自費で支払うようにと伝えていた。申立人については、在籍期間が短いことから、年金手帳を提出する前に退職し、厚生年金保険の資格取得手続を行わなかったものと思われる。」と回答している。

申立期間④について、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間においてH社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、H社は、「当社が保管する社員名簿において、申立人が当該期間

に在籍していた記録は無い。また、申立人が当社に提出した平成 16 年 9 月 30 日現在の履歴書においても、同年 9 月の入社日より前において、当社に勤務していた旨の記載は無い。」と回答している。

申立期間⑤について、I 社が提出した従業員台帳及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、I 社が提出した支給控除一覧表によると、当該期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、I 社は、「支給控除一覧表において、申立人の給与から日払い給与分が控除されていることから、申立人は日払いの短時間労働者だったことが分かる。短時間労働者については、厚生年金保険に加入させていなかった。当時は、本人の希望により、短時間労働者として勤務する者が多かったが、ほとんどの者は、数箇月後にフルタイム労働者に変更し、その時点で厚生年金保険に加入させていた。申立人は、在籍期間が短かったため、フルタイムへの変更が無かったものと思われる。」と回答している。

申立期間⑥について、H 社が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の源泉徴収簿兼賃金台帳によると、当該期間における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、H 社は、「当時は、本人の希望により、厚生年金保険に加入しない従業員が多かった。」と回答している上、複数の同僚が、「採用面接時に、この業界では、手取額を重視して、社会保険への加入を希望しない人も多いが、どうするか、と聞かれた。」、「入社後しばらくは社会保険に加入させてくれなかったので、3 か月ぐらいしてから加入を希望する旨を会社に言ったところ、入社後 6 か月頃に健康保険被保険者証をもらった。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間①から⑥までにおける厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 10 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 59 年 2 月 5 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 8 月 1 日から 61 年 6 月 2 日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社及びB社（現在は、E社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また、F地区にあったC又はDという名称の事業所に勤務していた期間の記録も無い。給与明細書等は所持していないが、勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に同社の厚生年金保険の加入記録があり、連絡先が判明した元社員4名に照会したところ、そのうちの1名は、「私は、昭和58年1月にA社に入社したが、同社では3か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しており、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていなかった事情がうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人は昭和58年7月1日に被

保険者資格を取得し、59年2月5日に同資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致する。

申立期間②について、申立人はB社には、A社を退職した翌日の昭和59年2月5日から勤務していたと述べている。

しかし、E社は、「当時の人事記録等の資料は保存期間の経過により処分されているため、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。」と回答している。

また、雇用保険加入記録照会によっても、申立人のB社における加入記録は確認できない上、同僚調査によっても、申立人の同社における勤務期間を特定できる証言を得ることができない。

さらに、B社の元事業主は、「同社では、3か月の試用期間があり、社員の厚生年金保険の加入手続は、試用期間経過後に行っていた。」と述べており、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていなかった事情がうかがえる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和59年5月1日に被保険者資格を取得し、60年8月1日に同資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致する。

申立期間③について、申立人がF地区にあったとするC又はDの名称の事業所を管轄する法務局に照会したが、同局は、「商業登記簿において、当該名称の事業所は特定できない。」と回答している。

また、オンライン記録では、C又はDという名称の適用事業所は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立てに係る事業所と類似の商号であるG地区に所在するH社が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月頃から同年 5 月 18 日まで
② 昭和 31 年 11 月 30 日から 34 年 3 月 1 日まで

私は、担当の先生から A 社が忙しいので卒業前から働いてほしいと言われ、同社には昭和 31 年 3 月から退職する 34 年 8 月までずっと勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人が、「同じ学校を卒業して同日に A 社に入社した。」として氏名を挙げた同僚について、オンライン記録から年金記録を調査したところ、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和 31 年 5 月 18 日となっていることが確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時における被保険者資格の取得日別人数を調査したところ、昭和 31 年 1 月 10 日は 5 人、同年 5 月 18 日は 9 人（申立人を含む。）、同年 6 月 21 日は 8 人となっており、当時、同社では、一定期間内に採用した者をまとめて厚生年金保険の被保険者としていたことがうかがえる。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 31 年 11 月 30

日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、34年3月1日に、再度、適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、当該期間においてA社に入社したとする同僚は、「昭和34年3月までは、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 1 日から 4 年 1 月 31 日まで
昨年、日本年金機構から厚生年金保険加入記録のお知らせが届き、内容を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっていたが、当時の給料は 80 万円以上だったので、この記録はおかしい。
私は、A 社の代表取締役であったが、営業を担当しており、社会保険関係事務には一切関与していなかった。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 4 年 1 月 31 日）の後の同年 2 月 7 日付けで 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私は営業を担当しており、社会保険関係事務は事務担当者に任せていたので分からない。」と供述しているが、当時の社会保険事務担当者は、「申立人がいなかったなので、私一人で社会保険事務所（当時）に行った。保険料の滞納があったため、申立人の標準報酬月額を引き下げることが提案され、私が手続をした。翌日、申立人が入社したので報告すると、了解した旨の返事があった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながらその処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
④ 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和 41 年 10 月 1 日に 4 万 8,000 円だった標準報酬月額が、42 年 10 月 1 日も同額になっている上、翌年の 43 年 10 月 1 日には 4 万 5,000 円に下がっている。同社では、毎年定期昇給とベースアップが行われており、標準報酬月額が 2 年間同額となっていること、及び前年より低い標準報酬月額になっていることはあり得ない。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間③から⑤までにおける標準報酬月額は、厚生年金保険の記録によると、各期間の前年の標準報酬月額と同額になっているが、これではそれぞれの期間において 2 年間昇給が無かったことになるので、おかしい。

調査の上、申立期間①から⑤までについて、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社では、毎年定期昇給とベースアップがあつたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、昭和 42 年 10 月から 43 年 9 月までの標準報酬月額が、42 年 9 月までの標準報酬月額と同額の 4 万 8,000 円となっていること、及び 43 年 10 月から 44 年 4 月

までの標準報酬月額が、43年9月までの標準報酬月額（4万8,000円）より下がり4万5,000円となっていることはおかしいと主張している。

しかしながら、A社が提出した個人別人事表及び職員通勤交通費支給簿では、申立人の本給額及び通勤費の記載のみであり、これらの合計額は、オンライン記録における標準報酬月額に相当する報酬月額の範囲を大きく下回っているところ、同社では、上記の資料以外に当時の給与関係資料は保管していないと回答していることから、申立期間①及び②における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、上記の個人別人事表において、申立人は、申立期間①の直前の昭和42年8月10日にA社C支店から同社本店に異動していることが確認できるところ、申立人は、「本店では支店より残業が少なかったため、異動後、残業時間が減ったのは確かである。」と供述している。

さらに、申立期間①及び②における標準報酬月額の定時決定の算定対象期間は、当該定時決定日が属する年の5月から7月までの3か月間であり、当該3か月間に実際に支払われた残業手当等の変動的賃金を加算した給与の総額を3月で除した1か月当たりの金額を標準報酬月額等級表の報酬月額の範囲に当てはめて標準報酬月額が決められており、通常、変動的賃金が影響して標準報酬月額が直前の期間と同額又は減額となっても不自然とは言えない。

加えて、A社は、「上記の資料以外に当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立期間①及び②における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

申立期間③から⑤までについて、申立人は、B社では、毎年昇給していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、これら期間の標準報酬月額が直前の期間の標準報酬月額と同額となっているのはおかしいと主張している。

しかしながら、B社が提出した社会保険台帳によると、申立期間③から⑤までにおける申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B社において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している30名について標準報酬月額の記録を調査したところ、申立期間③から⑤までにおいて、標準報酬月額が従前と同額になっている者が多数見受けられる。

さらに、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準報酬月額について、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、遡った訂正等の不合理な処理が行われた形跡は見られない。

このほか、申立期間①から⑤までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月24日から同年7月2日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、昭和45年7月に、A社の指示により3名の同僚と共に同社の敷地内に設立されたC社に移り、同社の社長となった。私と3名の同僚は、1日も空けずにA社からC社に移ったので、申立期間はA社の被保険者期間であったはずである。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社からC社に異動したのは昭和45年7月であり、申立期間についてはA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、C社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和45年3月23日に登記され、申立人が代表取締役となっていることが確認できる。

また、上記の商業登記簿謄本において取締役として名前が確認できる同僚は、「申立人を含む私たち4名は、C社が登記された日から同社に所属することになった。同日以降は、同社から報酬が支払われた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、C社は、昭和45年7月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立人が自身と同時期にA社からC社に移ったとして氏名を挙げた3名は、オンライン記録によると、いずれも申立人と同様に、A社に

において昭和 45 年 3 月 24 日に資格喪失、C 社において同年 7 月 2 日に資格取得となっており、申立期間については厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、B 社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も当時の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7380

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 7 年 4 月 30 日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間の私の標準報酬月額は 17 万円であるが、当時の給与額は 77 万円ぐらいであった。
担当者が間違えて入力したものと思われる。
調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 4 月 30 日）より後の同年 5 月 31 日付けで、遡って 17 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時の社会保険事務は、経理事務担当者に任せていた。」と供述しているが、当該経理担当者に照会したところ、「私は、事業主である申立人の指示に従って業務を行っていた。また、当時、会社の経営状態は厳しく、社会保険料の滞納があった。申立人は、社会保険事務所（当時）に呼び出され、滞納保険料の納付方法について話し合ったようである。」と回答しており、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7381

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 21 日から 44 年 3 月 1 日まで
私は、A社に昭和 43 年 3 月 21 日から継続して勤務し、同社の春と秋の慰安旅行に参加していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社の被保険者期間は 44 年 3 月 1 日から同年 4 月 15 日までの期間となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社の春と秋の慰安旅行に参加したと供述しており、同社の元代表取締役も、申立期間当時の春と秋に慰安旅行を実施していたと回答していること、及び申立人の勤務に係る具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、同僚調査においても、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで
申立期間のA社（現在は、B社）に係る脱退手当金の支給記録について、平成8年頃から何度も管轄の年金事務所を訪問し、もらった記憶は無い旨を申し立ててきたが、その都度、年金事務所は支払済みであるとの一点張りであり、説明も納得がいかなかったため第三者委員会に申し立てることとした。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後 20 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 38 年 11 月 1 日）の前後 4 年以内に資格喪失し、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たしている 10 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 9 名について脱退手当金の支給記録がある上、同僚 3 名は「A社では退職者に対し脱退手当金の説明を行い、受給を希望する者に代わり請求手続を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 1 月 25 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申

立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 2 月 1 日まで
② 昭和 62 年 12 月 1 日から 63 年 9 月 1 日まで
③ 平成 13 年 9 月 1 日から同年 10 月 25 日まで

A社において厚生年金保険被保険者であった期間のうち、申立期間①及び②は、標準報酬月額が6万8,000円となっており、申立期間③は、標準報酬月額が9万8,000円となっている。しかしながら、実際に支払を受けた報酬額及び報酬額から控除された厚生年金保険料額に見合った標準報酬月額と相違しているので、調査をして、申立期間①から③までの標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間①の標準報酬月額については、被保険者資格取得時に、当初の標準報酬月額は20万円として決定されていたところ、昭和62年8月7日に被保険者報酬月額変更により、当該期間の標準報酬月額を遡って6万8,000円に変更されていることが確認できる。申立期間②の標準報酬月額については、同年8月17日に被保険者報酬月額算定により、当初の標準報酬月額は26万円として決定されていたところ、63年8月19日に被保険者報酬月額変更により、当該期間の標準報酬月額を遡って6万8,000円に変更されていることが確認できる。申立期間③の標準報酬月額については、平成13年6月26日に被保険者報酬月額変更により、当初の標準報酬月額は15万円、同年8月30日に被保険者報酬月額算定により、同年10月1日以降の標準報酬月額も15万円として決定されていたところ、同年10月24日に被保険者報酬月額変更により、当該期間

の標準報酬月額を遡って9万8,000円に変更されていることが確認できる。

しかしながら、A社を管轄していた年金事務所では、同社に係る滞納処分等の記録は無いことから、同社において厚生年金保険料の滞納はなかったと考えられると回答している上、同社において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者となっていた者は、申立期間①及び②当時は、同社の経営は順調であり、申立期間③当時は、経営が苦しく資金繰りに苦慮していたが、厚生年金保険料の滞納はなかった旨の証言をしていることから、申立期間①から③までにおいて、同社が厚生年金保険料を滞納していたとは考え難く、上記の標準報酬月額に係る変更処理が社会保険事務所（当時）における不合理な処理であったとまでは言えない。

また、申立人は自身がA社の代表取締役であったとしているところ、賃金台帳、給与明細書等の関連資料は無いとしており、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の複数の元社員に照会したものの、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除をうかがえる供述は無く、このほか、申立人の申立期間①から③までの保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、当時、A社の代表取締役であり、同社の経理担当者は、代表者印は金庫に格納されていた旨を述べていることから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで、常用従業員として A 事業所に勤務し、同僚と二人で B 業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

給与明細書等の保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 事業所において、申立人が氏名を挙げた同僚と二人で、常用従業員として B 業務に従事していたと述べているところ、就業場所は異なるが、申立人と同様の業務で同事業所に勤務していたと供述している複数の同僚は、申立人が氏名を挙げた同僚については記憶しているが、申立人が同事業所に勤務していたと供述する者はいなかった。

また、オンライン記録において、申立人が当時同僚であったとする女性の氏名は確認できず、当該期間において申立人が A 事業所に勤務していたことを確認することはできなかった。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立人は、当該期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、C 局から提出された D 共済組合員履歴証明書から、申立人は、当該期間を含む昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 18 日までの期間については、A 事業所で D 共済組合の組合員であったことが確認でき

る。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月16日から34年2月12日まで
私は、申立期間において、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。
私のほかに3名が同時期に入社し、私と同じ仕事をしていた。
当時の失業保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した失業保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が同時期に入社し、同じ仕事をしていたとして氏名を挙げた同僚3名のうちの1名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その氏名の記載が無い。

また、上記3名のうちの残りの2名については、失業保険の記録から、申立人と同時期に失業保険被保険者となっていることが確認できるものの、当該2名の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、失業保険被保険者資格取得日から約1年後となっており、申立期間においては被保険者となっていない。

さらに、申立人は、申立期間当時の従業員数について、「15名ぐらいであった。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間の被保険者数は7名であることが確認できる。

加えて、A社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していない。」と回

答しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
私の A 社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与額より低い額になっている。

平成 11 年 1 月から昇給した上、各種手当が支給されるようになったので、同年 4 月に随時改定がなされるべきところ、届出が行われていなかったと思われる。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及び A 社から提出された給与台帳により、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与明細書及び給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額 20 万円に見合う額であり、当該金額はオンライン記録における標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 11 日から平成 5 年 2 月 21 日まで
私は、A社を退職後、昭和 61 年 4 月 11 日にB社を設立し、申立期間は同社の代表取締役として勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

私は、営業を担当しており、社会保険関係には関与していなかったが、当然、会社として厚生年金保険に加入していたはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る商業登記の記録により、同社は昭和 61 年 4 月 11 日に設立していることが確認できるものの、設立当初における役員の氏名が記録されていないことから、申立人が申立期間において同社の代表取締役であったか否かは確認できないが、同僚の供述から、申立期間のうち、少なくとも 62 年頃において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、類似した事業所名で確認しても該当する事業所は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に勤務していたとして同僚 3 名を挙げているが、オンライン記録によると、当該同僚 3 名は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者となっていない又はほかの事業所での被保険者となっている上、当該同僚のうち 1 名が、「B社に勤務した当時、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、B社は既に解散しており、申立人に係る給与関係書類等を確認できない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。